

令和7年度 佐久市公共下水道流量調査及び既設管渠能力検討業務 一般仕様書

第1章 総 則

1.1 業務目的

本業務は、農業集落排水の統合及び人口増加により流量が増加している岩村田第5幹線において、系統からの発生汚水量及び管路の流量等の調査を行い、十二マンホールポンプ場からの流入経路を変更した場合の、既設管渠能力を検証して今後の接続可能範囲を調査することを目的とする。

1.2 一般仕様書の適用

業務は、本仕様書に従い施行しなければならない。ただし、特別な仕様については、特記仕様書に定める仕様に従い施行しなければならない。

1.3 費用の負担

業務の検査等に伴う必要な費用は、本仕様書に明記のないものであっても、原則として受託者の負担とする。

1.4 法令等の遵守

受託者は、業務の実施に当り、関連する法令等を遵守しなければならない。

1.5 中立性の保守

受託者は、常にコンサルタントとしての中立性を保持するように努めなければならない。

1.6 秘密の保持

受託者は業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

1.7 提出書類

- (1) 受託者は業務の着手及び完了に当って、佐久市の契約約款に定めるものの外、下記の書類を提出しなければならない。

(イ) 着手届 (ロ) 工程表 (ハ) 管理技術者届 (ニ) 職務分担表

(ホ) 完了届 (ヘ) 納品書 (ト) 業務委託料請求書 (チ) その他佐久市が求める書類

なお、承認された事項を変更しようとするときは、そのつど承認を受けるものとする。

1.8 管理技術者及び技術者

- (1) 受託者は、管理技術者及び技術者をもって、秩序正しく業務を行わせるとともに、高度な技術を要する部門については、相当の経験を有する技術者を配置しなければならない。
- (2) 管理技術者は、業務の全般にわたり技術的監理を行わなければならない。
- (3) 受託者は、業務の進捗を図るため、十分な数の技術者を配置しなければならない。

1.9 工程管理

受託者は、工程に変更を生じた場合には、速やかに変更工程表を提出し、協議しなければならない。

1.10 成果品の審査

- (1) 受託者は、業務完了時に佐久市の成果品審査を受けなければならない。
- (2) 成果品の審査において、訂正を指示された箇所は、ただちに訂正しなければならない。
- (3) 業務完了後において、明らかに受託者の責に伴う業務の瑕疵が発見された場合、受託者は

ただちに、当該業務の修正を行わなければならない。

1.11 引渡し

成果品の審査に合格後、本仕様書に指定された提出図書一式を納品し、発注者の検査員の検査をもって、業務の完了とする。

1.12 関係官庁等との協議

受託者は、関係官庁等と協議を必要とする時又は協議を受けた時は、誠意をもってこれに当たり、この内容を遅滞なく報告しなければならない。

1.13 証明書の交付

必要な証明書及び申請書の交付は、受託者の申請による。

1.14 疑義の解釈

本仕様書に定める事項について、疑義を生じた場合、又は本仕様書に定めのない場合は、佐久市と受託者協議の上、これを定める。

1.15 関係法令等の遵守

受託者は、本業務の履行にあたり、関係する法令、政令、省令、条例、規則、細則、規格等に従うものとする。

第2章 業務一般

2.1 一般的事項

- (1) 業務の実施に当って、受託者は市と密接な連絡を取り、その連絡事項をそのつど記録し、打合せの際、相互に確認しなければならない。
- (2) 業務着手時及び業務の主要な区切りにおいて、受託者と市は打合せを行なうものとし、その結果を記録し、相互に確認しなければならない。

2.2 基準等

設計に当たっては、市の指定する図書及び本仕様書第5章準拠すべき図書に基づき、業務を行なわなければならない。

2.3 業務上の疑義

業務上疑義の生じた場合は、市と協議の上、これらの解決にあたらなければならない。

2.4 業務上の資料

業務上の計算根拠、資料等は全て明確にし、整理して提出しなければならない。

2.5 参考資料の貸与

本業務の遂行上必要となる資料等の収集は、原則として受託者が行うものとする。

ただし、現在、市が保有し、本業務に利用可能な資料は貸与する。この場合貸与を受ける資料についてリストを作成し、市に提出するとともに、業務完了までに当該資料を市に返却しなければならない。

2.6 参考文献等の明記

業務に文献、その他の資料を引用した場合は、その文献、資料名を明記しなければならない。

第3章 審査

3.1 審査の目的

受託者は業務を施行するうえで技術資料等の諸情報を活用し、十分な比較検討を行うことにより、業務の高い質を確保することに努めるとともに、さらに審査を実施し、計画書に誤りがないよう努めなければならない。

3.2 審査の体制

受託者は遺漏なき審査を実施するため、相当な技術経験を有する審査員を配置しなければならない。

3.3 審査事項

受託者は計画全般にわたり関係する法律、通達書、県及び市の計画との整合、バランスについて審査を実施しなければならない。

第4章 提出図書

4.1 提出図書

提出すべき成果品とその部数は次のとおりとする。

なお、成果品の作成に当っては、その編集方法についてあらかじめ市と協議すること。

(1) 調査報告書	(A 4版 製本・印刷)	正副	2部
(2) 資料		正副	2部

第5章 準拠すべき図書

5.1 準拠すべき図書、資料

業務は、下記の掲げる図書に準拠して行うものとする。これら以外の図書に準拠する場合は、あらかじめ市の承認を受けなければならない。

- (1) 下水道事業の手引 (日本水道新聞社)
- (2) 下水道計画の手引 (全国建設研修センター)
- (3) 持続可能な污水处理システム構築に向けた都道府県構想策定マニュアル (国土交通省、農林水産省、環境省)
- (4) 流域別下水道整備総合計画調査指針と解説 (国土交通省)
- (5) 下水道施設計画・設計指針と解説 (国土交通省)
- (6) 下水道維持管理指針 (日本下水道協会)
- (7) 小規模下水道計画・設計・維持管理指針と解説 (日本下水道協会)
- (8) 下水道事業コスト構造改善プログラム (国土交通省)
- (9) 下水道事業における費用効果分析マニュアル (国土交通省)
- (10) バイオソリッド利活用基本計画 (下水道汚泥処理総合計画) 策定マニュアル (日本下水道協会)
- (11) 改訂新都市計画の手続き (都市計画協会)
- (12) 第二次佐久市総合計画
- (13) 佐久市都市計画マスタープラン